栃婦 E
00 C
16

# 第17回婦人の地位委員会の議題に関する対策資料

労　　働　　省

（昭和38年3月）

栃木
婦人少年室
栃婦収第 91 号
38. 5. 13

# 第１７回婦人の地位委員会の
# 議題に関する対策資料

## 目　　次


1. 役員選挙 ---------- 1

2. 議事日程の採択 ---------- 2

3. 婦人の政治的権利 ---------- 3

4. 人権の分野における助言サービス ---------- 9

5. 婦人の教育の機会 ---------- １２

6. 婦人の経済的権利と経済的機会 ---------- １７

7. 私法上の婦人の地位 ---------- ２３

8. 結婚婦人の国籍 ---------- ２９

9 少数者の差別防止および保護に関する　委員会第１５回会議（１９６３年）および人権委員会第１８回会議（１９６２年）に出席した婦人の地位委員会代表の報告 ---------- ３２

１０. 全米婦人委員会の報告 ---------- ３３

１１. 婦人の地位に関する通信 ---------- ３４

１２. 委員会の事業総覧，事業計画の検討と優先審議事項の設定，文書作成の統制と制限 ---------- ３５

１３. 委員会第１７回会議の報告 ---------- ３７

追加議題 1. 結婚の承諾，最低年令および結婚の登録に関する勧告案 ---------- ３８

追加議題 2. 後進国の婦人の進歩のための国連援助 ---------- ４４

## 1. 役員選挙

手続規則第１５条にもとづき，第１回会合において議長及び副議長（２名）を選挙する。

手続規則第１５条　毎年第１回会合の始めにあたつて，議長及び１人か２人の副議長が互選され，他の役員も選出される。

昨年第１６回の役員は次のとおりである。

議　　長　ゾフイア．デンビンスカ夫人（ポーランド）

第１副議長　マリア．ラヴアルレ．ウルビナ女史（メキシコ）

第２副議長　ヘレナ．Ｚ．ベニテツ女史（フイリピン）

記　録　係　ジョーン．ヴイカーズ女史（英国）

## 議事日程の採択

手続規則第９条に基き，議事日程を採択する。

手続規則第９条　議題の採択は，仮議題の第１項目たることを要す。

3. 婦人の政治的権利

A．本議題関係資料としては次のものが提出され，これを中心に討論が行なわれる予定である。

a）婦人の政治的権利に関する事務総長覚書（A／5153）

これは事務総長が毎年総会に提出するもので，婦人の選挙権，被選挙権に関する諸国憲法，選挙法，その他の法律，婦人がこれらの権利を完全に又は制限つきでもち，又はもたない諸国を示す表，権利獲得についての進展状況を示す表，及び婦人の参政権に関する条約に署名し，批准し，または加入した国々と，この条約に対して留保をし，又留保に反対した国々の表，及び国連非加盟国に関する情報を含む。

この覚書によれば昨年の年次覚書以後，数カ国において婦人の政治的権利に関して進展がみられる。

b）婦人の政治的権利に関する条約の実施状況追加報告（未着）

これは第１６回経済社会理事会の決議及び第１３回婦人の地位委員会の要請により，事務総長が婦人の政治的権利に関する条約の実施状況に関し，加盟国政府から情報をえて作成し，第１４回会議に提出した報告書の追加である。日本政府からは別添の報告書を労働省婦人少年局が作成して提出した。

c）"婦人の市民教育と政治教育"に関するパンフレット：事務総長覚書（E/CN. 6／405及びAdd．1）

これは婦人の地位委員会第１５回会議の決議により事務総長が準備した"婦人の市民教育と政治教育"に関するパンフレット改訂版の草稿を含む事務総長覚書である。この草稿作成にあたつて事務総長は，委員会の上記決議にしたがい，婦人の公的生活に関する過去３回のセミナーの討議リー

ダー２３人の意見を徴し，これを参考とした。

パンフレット改訂版草稿は次の内容項目を含む。

1. 婦人の政治的権利の進歩
2. 市民としての責任
3. 政治的権利の行使
4. 日常生活の中での市民意識
5. 婦人の公的生活参加の障害
6. 障害の克服
7. 婦人と国連

付録　婦人の市民教育及び政治教育の方法：テクニックの実例

d）非自治領における婦人の地位：事務総長報告（未着）

これは婦人の地位委員会第３回会議における要請にもとずき提出されるものであり，第１５回会議以後は隔年ごとに作成されている。

B．本議題に関する問題点

a）本件に関しては，従来「婦人の参政権に関する条約」への加盟促進について勧告がなされているが，わが国においては婦人の政治的権利は既に全面的に承認されており，またこの条約に対しても批准を行つている。各国においてもこれは法制上の問題というよりも実際的な普及に今後の進歩の余地が多く残されている。

C．参考資料

a）婦人の政治的権利に関する日本の現行法

○日本国憲法第１４条第１項，すべての国民は法の下に平等であつて，人種，信条，性別，社会的身分又は門地により，政治的，経済的又は社会的関係において差別されない。

○公職選挙法第９条　日本国民で年令満２０年以上の者は衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

日本国民たる年令満２０年以上の者で３箇月以来，市町村の区域内に住所を有する者は，その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

○公職選挙法第１０条　日本国民は，左の各号の区分に従いそれぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。

1. 衆議院議員については年令満２５年以上の者
2. 参議院議員については年令満３０年以上の者
3. 都道府県の議会の議員については，その選挙権を有する者で，年令満２５年以上の者
4. 都道府県知事については年令満３０年以上の者
5. 市町村の議会の議員については，選挙権を有する者で，年令満２５年以上の者
6. 市町村長については，年令満２５年以上の者

○このほか，教育委員会の委員，家庭裁判所調停委員，民生委員等，多くの任命による公職についても，性別による差別は全くない。

b）婦人の政治的実績

婦人が参政権獲得後の国会議員選挙における男女投票率及び婦人当選者数

衆議院議員

| | 男 (%) | 女 (%) | 婦人議員 |
|---|---|---|---|
| １９４６年　４月１０日 | ７８.５ | ６７.０ | ３９ |
| １９４７年　４月２５日 | ７４.９ | ６１.６ | １５ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1949年 1月23日 | 80.7 | 67.9 | 12 |
| 1952年10月 1日 | 80.5 | 72.8 | 12 |
| 1953年 4月19日 | 78.4 | 70.4 | 9 |
| 1955年 2月27日 | 79.9 | 72.1 | 8 |
| 1958年 5月22日 | 79.8 | 74.4 | 11 |
| 1960年11月20日 | 76.0 | 71.2 | 7 |

参議院議員

| | 男 (%) | 女 (%) | 婦人議員 |
|---|---|---|---|
| 1947年 4月20日 | 68.4 | 54.0 | 11 |
| 1950年 6月 4日 | 78.2 | 66.7 | 12 |
| 1953年 4月24日 | 67.8 | 58.9 | 15 |
| 1956年 7月 8日 | 66.9 | 57.7 | 15 |
| 1959年 6月 2日 | 62.6 | 55.2 | 13 |
| 1962年 7月 1日 | 70.1 | 66.5 | 17 |

c) 婦人に対する政治教育　日本婦人においては，一般教育の水準が高いので基礎教育の必要性はないが，特に市民としての知識や判断力を養うためになされる次のような特別な教育が行なわれている。

○労働省婦人少年局による啓蒙活動

婦人の地位向上を目的とする婦人少年局は，その各婦人少年室を通じて，あらゆる階層の婦人に対し，市民意識昂揚のための啓蒙活動を常時行つている。

△婦人週間

1946年4月，婦人がはじめて参政権を行使した事を記念して，1949年以来毎年4月10日から1週間を婦人週間と定め，労働

省主唱により，婦人の地位向上を目的とする啓蒙的行事が全国的に行なわれる。これには関係官公庁，民間婦人団体，労働組合婦人部等も各自の計畫をもつて積極的に参加しており，婦人の市民意識の向上に役立つところが大きい。

○地方教育委員会による成人教育

都道府県及び市町村の教育委員会の行なう社会教育において，特に婦人の成人教育に重点がおかれ，各地域の公民館が主として中心となり，討論会，講習会及び母親学級，婦人学級などを開いて婦人の市民意識向上に努力している。

○選挙管理委員会による広報活動

選挙の実施の責任を負う全国及び地方選挙管理委員会は，選挙の時期や方法，各候補者の経歴を有権者に知らせ，また，立会演説会を開いて各候補者の政見を知る機会を与える等，広報活動を行うほか，棄権防止を目的とする啓蒙を行なつている。

○婦人団体等の教育活動

日本婦人有権者同盟はじめ，主な婦人団体は，多く婦人の市民意識向上を目標としており，そのための講演会，講習会，討論会などを催しているが，特に棄権防止や公盟選挙のために，積極的に運動を行なつている。

d）婦人の参政権に関する条約

○１９５３年（昭２８）３月３１日，ニューヨークで署名

１９５４年（昭２９）７月　７日，効力発生

○１９６２年１月現在，署名国４２，批准国３１，加入国６

○わが国は１９５５年４月に署名，６月に批准した第４０番目の署名国で２２番目の批准国である。

○1963年2月現在の本条約当事国（37）

アルバニア，アルゼンテイン，ブルガリア，白ロシア，カナダ，中国，キユーバ，チエコスロヴアキア，コンゴ（ブラザヴイル），デンマーク，ドミニカ，エクアドル，フインランド，フランス，ギリシヤ，グアテマラ，ハンガリー，ハイチ，インド，インドネシア，アイスランド，イスラエル，日本，韓国，レバノン，ニカラガ，ノルウエー，パキスタン，フイリツピン，ポーランド，ルーマニア，スウエーデン，タイ，トルコ，ウクライナ，ソ連，ユーゴースラヴイア。

## 4. 人権の分野における助言サービス

A．本議題に関しては，次の資料を中心として討論が行なわれる予定である。

a）人権の分野における助言サービス計畫（未着）

b）家族法上の婦人の地位に関する１９６２年のセミナーの報告（ST/TAO/HR/14）（未着）

これは，１９６２年５月８日から２１日まで，東京において開催されたセミナーの報告である。

B．本議題に対する問題点

本件に関しては，技術援助計畫への婦人の参加を増大すること，特に毎年婦人のためのセミナーを開催することが事務総長に対して要請されているが，既に行なわれたものの成果を今後広く有効に生かすことも必要である。

C．参考資料

a）技術援助計畫へのわが国の婦人の参加

○フエローシップ及びスカラシップへのわが国婦人の参加状況は次の通りである。

| 期間 | 派遣先国 | 関係専門機関 | 研修分野 | フエロー／スカラー別 | 身分 | 氏名 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1950. 5<br>1951. 1 | 米国 | TTA | 児童福祉 | F | 埼玉県民生部 | 大原たつ子 |
| 1951. 9<br>1952. 2 | カナダ | 〃 | 〃 | 〃 | 白峰会理事 | 平野恒子 |
| 1952. 2<br>1952. 7 | 米国 | 〃 | 社会事業教育 | 〃 | 日本社会事業短期大学教授 | 五味百合子 |
| 1954. 3<br>1954. 7 | 英国 | 〃 | 社会福祉 | 〃 | 労働省婦人少年局婦人課長 | 高橋展子 |
| 1957. 8 | タイ | 〃 | アジア婦人の市民的責任と公的生活増大に関するセミナー | 〃 | | |
| 1952. 3 | ニユージーランド | WHO | 看護研究会議 | 〃 | 厚生省医務局看護課長 | 金子みつ |
| 1952.11 | 台湾 | 〃 | 看護教育セミナー | 〃 | 国立公衆衛生院 | 中道千鶴子 |

| 期間 | 派遣先国 | 関係専門機関 | 研修分野 | フエロースカラー別 | 身分 | 氏名 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1952.11 | 台湾 | WHO | 看護教育セミナー | F | 東京看護教育模範学院教授 | 高橋シユン |
| 1953. 1<br>1953. 9 | 米国 | 〃 | 肢体不自由児療養計畫 | 〃 | 整肢療護園 | 里見 英子 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 小林 いつ |
| 1953. 5<br>1954.11 | ニュージーランド<br>オーストラリア | 〃 | 早産児対策計畫 | 〃 | 日赤産院 | 溝口 明代 |
| 1953. 5<br>7カ月 | ニュージーランド<br>米国 | 〃 | 〃 | 〃 | 第一高等看護学院 | 佐々木のぶ |
| 1953.11<br>1954.11 | ニュージーランド | 〃 | 病院看護管理 | 〃 | 聖路加女子専門学校 | 檜垣 まさ |
| 1955 | 米国 | 〃 | 看護教育 | 〃 | 国立公衆衛生院 | 柴田 明子 |
| 〃 | フイリッピン | 〃 | 栄養衛生教育セミナー | 〃 | 農林省 | 矢口 光子 |
| 〃 | フイージ | 〃 | 看護教育セミナー | 〃 | 聖路加女子短大教授 | 前田 あや |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 国立公衆衛生院 | 永野 貞 |
| 1956 | 英国.ヨーロッパ | 〃 | 看護教育 | 〃 | 国立東京第一病院 | 鈴木八重子 |
| 〃 | 米国 | 〃 | 〃 | 〃 | 東京都立保健婦助産婦学院 | 鹿野 まつ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 国立公衆衛生院 | 野沢 園子 |
| 1957 | カナダ.米国 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 勝島 喜美 |
| 〃 | 台湾.マニラ | 〃 | 看護行政視察 | 〃 | 〃 | 岡田 菊枝 |
| 1958 | ニュージーランド | 〃 | 臨床看護教育 | 〃 | 国立東京第一病院 | 壁島ヤエ子 |
| 1958.10 | スイス | 〃 | 公衆衛生看護に関する専門家委員会 | 〃 | 国立公衆衛生院 | 永野 貞 |
| 1958.12 | インド | 〃 | 補助看護者養成会議 | 〃 | 厚生省医務局看護参事官 | 金子 みつ |
| 1959. 3 | フイリッピン | 〃 | WHO西太平洋地域母性保護会議 | 〃 | 東京都立保健婦助産婦学院 | 小柳 こと |
| 1960.10 | マニラ | 〃 | 人口動態統計セミナー | 〃 | 厚生省 統計調査部 | 上田 フサ |
| 1961. 9 | ドイツ | | 合成樹脂塗料 | 〃 | 日本ペイントKK | 牛田 俊子 |
| 1962. 1 | デンマーク,スエーデン,イギリス<br>オランダ | ILO | ホームヘルプサービス | 〃 | 労働省 国際労働課 | 森山 真弓 |
| 1962.11 | カナダ | 国連 | 刑事訴訟における人権の保護 | 〃 | 法務省横浜地方検察庁検事 | 斎藤 欣子 |

○これまでに開催された婦人の地位委員会関係のセミナーには次のものがある。

婦人の公的生活参加について

1957年　8月，バンコック（タイ）

1959年　5月，ボゴタ（コロンビア）

1960年12月，アジス．アベバ（エテイオピア）

家族法上の婦人の地位について

1961年　6月，ブカレスト（ルーマニア）

1962年　5月，東　京（日本）

## 5. 婦人の教育の機会

A．本議題関係資料としては次のものが提出され，これを中心に討議が行なわれる予定である。

a）婦人にとくに関係あるユネスコ活動に関するユネスコの報告（未着）

この報告書は，経済社会理事会決議821VB（XXXII）および婦人の地位委員会第16回会議の決定にもとづいて作成されたものであり，ユネスコの文盲追放計畫に関する情報を含むものと思われる。

b）農村地域における少女と婦人の教育への機会：ユネスコ報告書（E/CN.6/408）

この報告書は婦人の地位委員会第14回会議における要請にしたがつてユネスコが作成したものである。1962年1月ユネスコ事務局は上記要請にもとずき加盟諸国に対し農村地域の婦人の教育に関する質問書を送つた。これに対し75カ国と15地域から回答がよせられたが、この報告書は主としてこれらの回答を資料とし，ユネスコの教育年鑑その他の出版物を参考的に使用して作成したものである。（日本からはユネスコ国内委員会が別添の回答を送付した。）

また1962年2月26日から3月8日までバンコックで開催された農村地域の婦人の教育に関する地域専門家会議の報告書が別に提出されるはずであり，またこの会議にさいしユネスコに協力して民間団体グループの作成した報告書と勧告が本報告書の付録中に収録してある。

（内容項目）

序

第1章　農　村　人　口

(1)　農村人口の定義

(2) "農村的要素"は大部分の国に存在する。

第2章　農村人口に対する教育の機会

A．学　校　教　育

(1) 量　的　考　察

(a) 初　等　教　育

(b) 中　等　教　育

(c) 高　等　教　育

(2) 質　的　考　察

B．校　外　教　育

(1) 農村人口の文盲率

(2) 農村，都市地域における文盲

(3) 農村地域における施策

第3章　農村地域における少女と婦人の教育の機会

A．学　校　教　育

(1) 量　的　考　察

(a) 初　等　教　育

(b) 中　等　教　育

(c) 高　校　教　育

(2) 質　的　考　察

B．校　外　教　育

(1) 農村地域における婦人の文盲

(2) とくに農村婦人を対象とする社会教育活動

(3) 農村地域における少女と婦人の社会教育活動への参加

第4章　農村地域における女子の教育の機会にともなう諸困難

第５章　農村地域における女子教育を可能にし，もしくは容易にするために行なわれた措置

Ⅰ　学校教育に関する措置

Ⅱ　校外教育に関する措置

第６章　現在の傾向

結　語

付録1.　農村地域における少女と婦人の教育の機会に関する加盟諸国への質問書

付録2.　農村地域における初等教育施設数及び在籍者数

付録3.　農村地域の中等学校数及び比率（一般教育，職業，技術教育，教員養成）

付録4.　農村地域の中等学校在籍者数及び比率，農村人口比率

付録5.　農村地域にある高等教育施設に関するデータ

付録6.　都市及び農村の各種，各段階の学校に在籍する女子の割合

付録7.　全学生生徒中農村地域の占める割合，及び農村地域の学生生徒中女子の占める割合（初等，一般中等，高等の各段階について）

付録8.　婦人の教育の機会の平等に関するＮＧＯ作業グループの報告書と勧告

c）農業における婦人の雇用と労働条件：ＩＬＯ報告書（E/CN.6/422）

これは農村地域における女子の教育の機会に関する討議の参考資料としてＩＬＯが提供するものであり，次の内容を含む。

第１部　農業における女子労働力

1.　農業における女子雇用の動向と分布

2.　農業における女子労働の種類

3. 農業における女子雇用の不安定性

第2部　農村地域における女子の教育と訓練

1. 文　盲

2. 初　等　教　育

3. 農業における女子の職業訓練

4. エキステンション．サービス

5. 手工業または小規模工業における訓練

6. 教師と指導員の訓練

第3部　農業における女子の現状

1. 健康と安全

2. 労働時間と余暇

3. 賃　金

4. 農村地域の一般的社会．経済状態

第4部　農業における女子の労働条件に関する法律と規則

1. 雇　用　契　約

2. 母　性　保　護

3. 危　険　作　業

4. 労働時間と休憩期間

5. 賃金に関する法律

6. 社　会　保　障

7. 実施上の諸問題

B．本議題に関する問題点

わが国においては，教育の機会均等は法律の定めるところであり，1947年以来実施の9年の義務教育は都市農村を問わず完全に行なわれている。

また高校教育についても，農村女子の就学率は近年とみに高まる傾向にある。たゞへき地においては，長欠の問題，教員確保の困難等の問題をのこしており，これに対して特別な対策が講じられている。（参考資料に詳述）

C．参考資料

「農村へき地における女子の教育に関する参考資料」（別冊第５，第６議題関係参考資料中）

（内容：高校進学率，通信教育，社会教育，へき地教育）

## 6. 婦人の経済的権利と経済的機会

A．本議題関係資料としては次のものが提出され，これを中心に討論が行なわれる予定である。

a）婦人の雇用及び労働条件にとくに関係あるＩＬＯの活動：ＩＬＯ報告書（E/CN.6/409）

これは婦人の地位委員会第１５回会議の要請にもとづいてＩＬＯが作成し提出するものであり，次の内容を含む。

Ⅰ．婦人労働者にとくに関係あるＩＬＯ条約の批准状況

Ⅱ．国際労働会議

Ⅲ．地　域　会　議

Ⅳ．産業委員会および類似の団体

Ⅴ．専門家およびコンサルタントの会議

Ⅵ．ＩＬＯ婦人労働問題コンサルタント会議

Ⅶ．専門諸機関会議への参加

Ⅷ．研究と報告

Ⅸ．国際労働時報の記事

Ⅹ．国際労働研究所

Ⅺ．国際職業訓練広報調査センター

Ⅻ．全米職業訓練調査広報センター

付録Ⅰ．ＩＬＯアフリカ助言委員会：アフリカ婦人の雇用と労働条件に関する結論

付録Ⅱ．婦人労働者にとくに関係あるＩＬＯ報告と論説の概要

b）主な専門的技術的職業分野における婦人の訓練と雇用の機会：事務総長報告（E/CN.6/411）

婦人の地位委員会は第１３，第１４，第１５回会議において主な専門的技術的職業分野における婦人の訓練と雇用の機会に関する一連の報告書（建築家，エンジニア，法律職，製図家，科学工学技士，研究室助手，会計士，経済学者，アクチユアリー，統計家に関するもの）を審議した結果，第１５回会議においてこの問題の再検討に関する決議を行なつた。この決議の要請にもとづき事務総長は各国及びＮＧＯに対し以前の報告に対する追加報告の提出を求めた。本報告書は各国政府及びＮＧＯからの回答にもとづいて作成されたものであり，次の内容を含む。

Ⅰ．主な専門的技術的職業分野における訓練

Ａ．婦人の訓練の機会

法　律　上

事　実　上

(1)　実地教育

(2)　職業指導

Ｂ．婦人の訓練機会拡大のためにとられた方法

1.　政府の行なうもの

(a)　助言団体の設立

(b)　職業指導計畫

(c)　訓練中の婦人に対する経済援助

(d)　訓練機会の拡大

(e)　専門的技術的職業分野に従事することに対する婦人の関心の助長

2.　民間団体の行なうもの

(a)　職業指導計畫

(b) 訓練中の婦人に対する経済援助

(c) 訓練機会の拡大

(d) 専門的技術的職業分野に従事することに対する婦人の関心の助長

3. 職業団体の行なうもの

C. 婦人の訓練機会拡大のために提案された方法

II. 主な専門的技術的職業分野における雇用

A. 婦人の雇用の機会

(a) 新規採用と任命

法律上

事実上

(b) 給与

法律上

事実上

(c) 昇進

法律上

事実上

(d) 結婚の影響

(e) 婦人の雇用の機会を妨げる要因

(f) 婦人の雇用の機会を促進する要因

B. 婦人の雇用機会拡大のためにとられた方法

1. 政府の行なうもの

(a) 政府機関の活動

(b) 労働条件の改善

(c) 家庭をもつ婦人の雇用に影響する法律規定

(d) 研　究

(e) 世　論　教　育

2. 民間団体の行なうもの

3. 職業団体の行なうもの

C．婦人の雇用機会拡大のために提案された方法

c）退職年令及び年金の権利に関するＩＬＯの報告（E/CN.394とCorr.1）

この報告書は，婦人の地位委員会第１４回会期における決議並びに経済社会理事会第３０回会期における決議にしたがつてＩＬＯが作成したものであり，諸国（日本を含む）における男女労働者の退職年金及び年金の権利に関する実情をつまびらかにすることを目的としている。

（内容項目）

序　論

第１章　老令化，健康及び労働に対する適性

生理的，心理的老令化

老令化と職業活動

第２章　高年者に対する雇用の機会

高年者の雇用に対する障害

高年者の雇用

収入活動の延長

第３章　老令給付制度の普及状況及びその範囲

法律による制度

法律によらない給付制度

第４章　年金の権利

法律による制度

年金支給年令

条件

給付の性格、金額及び妥当性

法律によらない制度

オ5章　人口統計上の考察

オ6章　老令時の退職

高年令に伴う職業活動の減少

高年者の退職に対する態度

オ7章　老令婦人の収入保障に関する特別の配慮

B　本議題に対する問題点

a）　女子の職業指導及び職業訓練に関する問題

この問題については、オ9回、オ14回、オ16回会議において婦人の経済的独立達成の観点から、また働く婦人の多くが不熟練労働に集中している現状に対する対策として、婦人の職業教育向上に関する決議が行なわれている。また1959年の婦人労働問題コンサルタント会議においても、女子の職業に関する教育の緊要性が強調されている。

b）　婦人の退職年令及び年金の権利に関する問題

本件は委員会オ10回会議(註)以来とりあげられており、婦人の年金受給年令を男子と平等にすべきか否かが論点となつていたものである。オ13回会議において退職年令と年金受給権に関する平等の原則実施を加盟国に勧告する趣旨の決議案を採択したのに対し、経済社会理事会はオ30回会議においてこの問題についてはなお見解の相違がある

ことにかんがみ、これに関してはいかなる決定もしない旨の決議を行つた。よつて委員会はオ１４回会議においてこの問題に関するより充分な情報をうるためＩＬＯに対しさらに調査研究を要請し、オ１６回会議にこれが提出されたが、討議時間不足のため次回会議にもちこされたものである。

今回も以上の点について論じられる場合は、従来の経緯にかんがみ平等の退職年金を支持する。

（註．オ１０回会議において、１９５５年のＩＬＯオ１回ヨーロッパ地域会議の中に、年金受給最低年令を女子については男子より５才低くするという提案がなされていることについて論議が行なわれた。）

Ｃ　参考資料

○　婦人の職業に関する教育関係資料集（別添）

○　わが国における退職年令および年金制度の現状（別冊オ5,オ6議題関係参考資料中）

## 7. 私法上の婦人の地位

A　本議題に関しては、次の資料を中心として討議が行なわれる予定である。

a）　婚姻解消、婚姻取消および裁判別居　事務総長報告書（E／CN，6／415）

本報告書は、婦人の地位委員会ヵ15回会議における要請にしたがつて、事務総長が、婚姻解消、婚姻取消および裁判別居の法的条件と効果に関する質問書を国連および専門機関加盟国政府に送り、その回答にもとづいて作成したものであり、53カ国からの情報がとりまとめてあるわが国に関する情報は労働省婦人少年局が作成した回答（英文別添）にもとづいている。

内容は4章に分かれ、その項目は次のとおりである。

ヵ1章　離婚による婚姻解消

A部　総　　括

B部　離婚訴訟

ヵ1節　離婚を認める権限

ヵ2節　離婚訴訟を起す権利と防禦する権利

ヵ3節　離婚訴訟の形式的要件

ヵ4節　離婚原因

ヵ5節　離婚訴訟に対する防禦

ヵ6節　臨婚訴訟中の暫定的救済

ヵ7節　離婚訴訟の費用

ヵ8節　離婚の判決の登録または記録

C部　離婚の効果

オ1節　婚姻による子に及ぼす離婚の効果

(a)　姓　　名

(b)　国　　籍

(c)　監後および後見

(d)　子の扶養料

オ2節　両配偶者の個人的権利、公的能力および財産権に及ぼす離婚の効果

(a)　氏　　名

(b)　国　　籍

(c)　民事上の能力

(d)　扶　養　料

(e)　財　産　権

(1)　別有財産

(2)　共有財産

(3)　持参金および花嫁代価

(4)　寡婦産、かん夫産および〝mahr〟

オ2章　婚姻の取消

A部　総　　括

B部　取消訴訟

オ1節　取消を認める権限

オ2節　取消訴訟を起す権利と防禦する権利

オ3節　取消訴訟の形式的要件

オ4節　婚姻取消原因

オ5節　取消訴訟に対する防禦

オ6節　取消訴訟中の暫定的救済

オ7節　取消訴訟の費用

オ8節　取消の判決の登録または記録

C部　取消の効果

オ1節　婚姻による子に及ぼす取消の効果

(a)　嫡出性

(b)　氏　　名

(c)　国　　籍

(d)　監護および後見

(e)　扶養料

オ2節　配偶者の個人的権利、公的能力および財産権に及ぼす取消の効果

(a)　氏　　名

(b)　国　　籍

(c)　民事上の能力

(d)　扶　養　料

(e)　財　産　権

(1)　別有財産

(2)　共有財産

(3)　持参金および花嫁代価

(4)　寡婦産、かん夫産および"mahr"

オ3章　裁判別居

A部　総　　括

B部　裁判別居の訴訟

第1節　裁判別居を認める権限

第2節　裁判別居訴訟を起す権利と防禦する権利

第3節　裁判別居訴訟の形式的要件

第4節　裁判別居の原因

第5節　裁判別居訴訟に対する防禦

第6節　裁判別居訴訟中の暫定的救済

第7節　裁判別居訴訟の費用

第8節　裁判別居命令の登録または記録

C部　裁判別居の効果

第1節　婚姻による子に及ぼす裁判別居の効果

(a)　監後および後見

(b)　扶　養　料

第2節　配偶者の個人的権利、公的能力および財産権に及ぼす裁判別居の効果

(a)　住　　所

(b)　民事上の能力

(c)　扶　養　料

(d)　財　産　権

(1)　別有財産

(2)　共有財産

(3)　持参金および花嫁代価

(4)　寡婦産、かん夫産および"mahr"

第4章　離婚または取消後の再婚

A部　総　　ナ

B部　離婚または取消後の再婚の効果

ヵ1節　子の監護、後見および扶養

ヵ2節　配偶者の扶養

C部　離婚または取消後の再婚に関する制限および禁止

ヵ1節　制限および禁止

ヵ2節　免除および特例

ヵ3節　制限および禁止条項違反の効果

(a)　後婚の効力

(b)　子の嫡出性

(C)　民法上，刑法上の責任

b）　家族法上の婦人の地位および婦人の財産権に関する法制と慣行：事務総長追加報告（未着）

これはヵ13回、ヵ14回、ヵ15回会議に提出されたものの補遺と思われる。日本に関する資料は、婦人少年局で作成した回答（別添）にもとづき、ヵ14回会議の分に含まれている。

B　本議題に対する問題点

○　離　　婚

わが国における離婚の制度としては協議離婚と裁判離婚がある。当事者の協議がととのわないときは家庭裁判所に調停を申立てることができ、また離婚裁判においては調停前置主義がとられている。実際に行なわれる離婚の大部分は協議離婚である。いずれの制度についても、女子に対する差別的取扱は全くないが、届出だけで効力を生じる協議離婚においては、妻の完全な同意なく離婚が行なわれる危険があることが問題とさ

れている。

また諸外国のアリモニーにかわるものとして、財産分与請求に関する規定があるが、実際に妻がうる分与の額は一般に僅少である。

○ 参考資料

離婚に関するわが国の法律（別　添）

種類別離婚件数と割合　（昭和３５年）

| | 総　数 | 協　議 | 調　停 | 審　判 | 判　決 |
|---|---|---|---|---|---|
| 実 数 | 69,410 | 63,302 | 5,413 | 43 | 652 |
| % | 100.0 | 91.2 | 7.8 | 0.1 | 0.9 |

厚生省「昭和３５年人口動態統計」

8. 結婚婦人の国籍

A　本議題に関しては次の資料が提出され、これにもとづいて討議が行なわれる予定である。

結婚婦人の国籍：事務総長追加報告（E／CN.／6／254／Add.8）

これは第9回会議に事務総長が提出した「結婚婦人の国籍」という印刷物の補足として作成されたもので、次の内容を含む。

○　結婚婦人の国籍に関して最近法律の改変を行なつた次の諸国の新しい法律の抜粋

アルバニア，ブルガリア，中央アフリカ共和国，セイロン，チャド，コンゴ（ブラザヴイル），キユーバ，チエコスロヴアキア，ガーナ，インドネシア，象牙海岸，リビア，モーリタニア，オランダ，ニジエル，ナイジエリア，セネガル，シエラ．レオネ，ソマリア，タンガニイカ，タイ，トーゴ，ヴエネズエラ，ヴエトナム共和国。

○付録A　結婚婦人の国籍に関する条約の署名、批准、加入国一覧表（1962年12月1日現在）

○付録B　同条約第7条第2項の通告（領土適用に関する）を行なつた国一覧（1962年12月1日現在）

○付録C　結婚が婦人の国籍に及ぼす効果についての一覧表

B　本議題に関する問題点

本件に関しては、結婚婦人の国籍に関する条約の署名及び批准の促進が各国に対して勧告されているが、わが国においては、署名及び批准は未だ行なつていない。第1条と第2条との関係が不明瞭であるし、また、わが国籍法では、2重国籍防止のため帰化の要件として、旧国籍を離脱することを求めているが、条約第3条第1項ではそれが明確でないのでこの点を研究中である。

C　参考資料

a）　結婚婦人の国籍に関する日本の現行法

日本の国籍法は、以前は、妻の国籍の得失は夫のそれに自動的に従うようになつていたが、昭和２５年５月４日の改正によつて、夫とは別に扱われるようになり、夫の国籍の得失による自動的な得失はなくなつた。

○国籍法ヵ４条、法務大臣は、左の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

1.　引き続き５年以上日本に住所を有すること。

2.　２０才以上で本国法によつて能力を有すること。

3.　素行が善良であること。

4.　独立の生計を営むに足りる資産又は技能があること。

5.　国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。

同ヵ６条　左の各号の 1.に該当する外国人については、法務大臣は、その者がヵ４条ヵ１号、ヵ２号及びヵ４号の条件を備えないときでも帰化を許可することができる。

1.　日本国民の妻

同ヵ８条　日本国民は自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。

b）　結婚婦人の国籍に関する条約

○条約仮訳（別添）

○婦人の地位委員会はヵ４回会議から本問題を議題として取り上げ、ヵ７回会議において、本条約案を採択した。これが経済社会理事会を経て、ヵ１１回総会に提出され、１９５７年２月２０日に成立した。

○１９６２年１０月現在の本条約当事国（２８）「

「アルバニア，オーストラリア，ブルガリア，白ロシア，カナダ，セイロン，中国，キューバ，チエッコスロヴアキア，デンマーク ドミニカ，エクアドル，マラヤ，グアテマラ，ハンガリー，アイルランド，イスラエル，ニユージランド，ノールウエー，ポーランド，ローデシア・ニアサランド，ルーマニア，シエラ・レオネ スウエーデン，ウクライナ，ソ連，連合王国（イギリス），ユーゴースラヴイア

この他、署名のみを終えている国に次の５カ国がある。コロンビア，インド，パキスタン，ポルトガル，ウルグアイ。

○　本条約の趣旨は婚姻やその解消若しくは婚姻中の夫の国籍の変更の結果、妻の国籍の喪失、若しくは取得に関する規定から生ずる法の衝突を取除くよう意図したものである。

○　なお、結婚婦人国籍に関する条約の署名及び批准促進の決議は、第１１会期において賛成１５、反対なし、棄権２をもつて採択された。

## 少数者の差別防止および保護に関する小委員会オ１５回会議（１９６３年）および人権委員会オ１８回会議（１９６２年）に出席した婦人の地位委員会代表の報告

A　この議題に関しては、少数者の差別防止および保護に関する小委員会並びに人権委員会に出席した婦人の地位委員会代表の口頭による報告をきく予定である。

B　本議題に対する問題点

婦人の地位会オ１６回会議は、少数者の差別防止及び保護に関する小委員会が採択した「政治的権利についての自由と無差別の一般原則」に若干の変更を求めて提案を採択した。

## O. 全米婦人委員会の報告

A　この問題に関しては、経済社会理事会の決議４８（Ⅳ）Ｂヵ７節に規定された取極めにより全米婦人委員会の年次報告が提出される。

B　本議題に関する問題点

本件に関しては同委員会の代表の報告および意見発表が行なわれるのみで、特別の勧告等は従来行なわれていない。

C　参考資料

○　全米婦人委員会

全米婦人委員会は１９２８年キューバのハヴァナに於て開かれた「アメリカ諸国ヵ６回国際会議」の決議に基づいて設立されたもので、北アメリカ２１の共和国の政府によつて構成されており、婦人の文化的政治的経済的社会的権利を助長するために「アメリカ諸国機構」の諮問機関として婦人の問題の研究、その解決のための方法の提起などを行なつているものである。

## 11.婦人の地位に関する通信

A　当議題に関しては次の資料が提出されその採択が行なわれる。

a）　通信の非機密リスト（E／CN・6／CR・16）

この資料は、政治、経済、社会および教育の分野における婦人の権利を助長する原則に関して、1961年12月から1962年12月までの間に国連がうけとつた通信の概要よりなる非機密リストであり、経済社会理事会決議ヤ76(V)の(a)項および同修正決議ヤ304 I(XI)に基づくものである。

b）　通信の機密リスト

委各委員に対し直接配布される。

B　本件の討議は機密表に関しては機密会がもたれ、非機密表については通信に関する分科委員会に付託されるものである。

## 12. 委員会の事業，事業計画の検討と優先審議事項の設定、文書作成の管理と制限

A 本議題に関しては次の資料が提出され、これに基いて討議が行われる予定である。

a） 委員会の事業及び国際的成果の検討： 事務総長報告（E／CN．6／372／Add.2）

これは婦人の地位委員会オ14回会議における要請に基いて作成されたものの追加であり、1962年1月以降の委員会の事業を項目ごとに表の形にとりまとめたものである。緒言のほか次の各章各節からなつている。

オ1章 政治的権利

オ1節 政治的権利一般

オ3節 婦人の政治的権利に関する条約

オ4節 婦人の政治教育

オ3章 教育

オ1節 一般教育

オ2節 職業指導，職業教育及技術教育

オ6章 経済的権利（同一賃金を除く）

オ1節 経済的権利一般

オ4節 退職年令と年金権

オ6節 家庭をもつ働く母親を含む勤労婦人

オ7節 婦人の職業進出

オ7章 同一労働同一賃金

オ8章 私法

第1節　家族法

第2節　財産権

第9章　国　　籍

第10章　人権の分野における技術援助及び助言計画

第11章　信託統治地域及び非自治地域に関する情報

第2節　非自治地域に関する情報

第13章　公　　報

b）　委員会決議の法制への影響：事務総長覚書（未着）

これは、第16回会議における委員会の要請にもとづいて作成されたものである。

c）　婦人の地位に関する国連販売出版物：事務総長覚書（E／CN．6／420）

これは第16回会議における委員会決議13（XVI）にもとづいて作成されたもので、婦人の地位に関する国連販売物抜粋表とその入手法および委員会の勧告によつて作成された婦人の地位に関する販売出版物の販売数、配布数および残部数などがまとめてある。

d）　事業計画．優先審議事項の設定．文書作成の統制と制限：事務総長覚書（未着）

これは、総会決議1272（XIII）並びに経済社会理事会決議742（XXVIII）と909（XXXIV）にとくに関係あるものである。

B　本議題に対する問題点　特になし

C　参考資料　特になし

## 13. 委員会オ17回会議の報告

運営規則オ38条「委員会は各会期の事業に関し、経済社会理事会に報告するものとする」の条項により委員会は会期の終了に先だち、オ17回会議で行なつた業務についての理事会への報告書（事務局が作成したもの）を採択する。

## 追加議題 1.　婚姻の承諾，最低年令及び登録に関する勧告案

A　本議題に関しては次の資料が提出され、これを中心として討議が行なわれる予定である。

結婚の承諾、最低年令および結婚の登録に関する勧告案：事務総長覚書（E／CN．6／414）

本勧告案は婦人の地位委員会が才15回会議において採択し、経済社会理事会をへて総会に提出されたものであるが、才17回国連総会の決議により、再び婦人の地位委員会の審議にかけられることとなつたものである。この覚書は付録として次の3つの文書を含んでいる。

1. 勧告案全文
2. 才32回経済社会理事会に提出された2つの修正案
3. 総会の採択を経た条約の前文及び実質条項

○　従来の経緯

婦人の地位委員会は才15回会議において本勧告案及び同件に関する条約案を採択したが、才32回経済社会理事会（1961年）は両案を審議の結果、若干の修正案をそえて総会に転送した。総会は条約案については才16回、才17回の2期にわたる審議の後、原案に修正を加えて1962年11月7日これを採択したが、勧告案については審議することなく、1962年11月7日の決議により、婦人の地

位委員会が条約に関する総会の審議を考慮にいれた上で、本勧告案を再審議するよう、そしてオ１８総会に間に合うように再度提出するよう、経済社会理事会に要請することを決定した。

B　本議題に関する問題点

○　結婚の承諾、最低年令および結婚の登録に関する条約案および勧告案の作成について、１９６０年事務総長より日本政府の意見提出方要請越したのに対し、下記趣旨の回答を送付した。

1.　婚姻の実質的要件及び形式的要件は、そもそも国際条約をもつて各国一律に規制すべき事項ではないので、なんらかの国際文書案を作成するとすれば、勧告の形式をとるべきである。

2.　勧告の形式をとる場合にも、婚姻の効力にまで言及するのは明らかに行き過ぎであるから、勧告案オ１条(a)～(c)項においては、各加盟国政府の努力目標として最低年令の原則、自由意志の原則及び登録の原則をそれぞれ簡潔に規定するに止めるべきである。

○　本件に関する条約案はオ３委員会における審議の決果いくつかの修正を経て採択にいたつたものであるが、実質条項中主な修正点は、オ１条の同意に関する規定に例外規定としてオ２項が設けられたことである。また、留保禁止条項を設けるか否かについて賛否両論があり、結局これは付さないことになつた。なお、オ３委員会において日本代表はオ１条オ２項については賛成の投票を行なつている。

C　参考資料

イ　結婚の承諾に関する日本の現行法

○ 日本国憲法オ２４条　婚姻は両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として相互の協力により維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と、両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

○ 民法オ７３７条　未成年の子が婚姻をするには父母の同意を得なければならない。

父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意志を表示することができないときも同様である。

ロ　結婚の最低年令に関する日本の現行法

○ 民法オ７３１条　男は満１８才、女は満１６才にならなければ婚姻をすることができない。

民法オ７４４条　オ７３１条乃至オ７３６条の規定に違反した婚姻は各当事者、その親族、又は検察官から、その取消を裁判所に請求することができる。

民法オ７４５条　オ７３１条の規定に違反した婚姻は、不適令者が適令に達したときは、その取消を請求することができない。

不適令者は、適令に達した後、なお、三カ月はその婚姻の取消を請求することができる。但し、適令に達した後に、追認をしたときは、その限りでない。

ハ　結婚の登録に関する日本の現行法

○ 民法オ７３９条　婚姻は、戸籍法の定めるところによりこれを届出

ることによつて、その効力を生ずる。

前項の届出は、当事者双方及び成年の証人二人以上から口頭又は署名した書面でこれをしなければならない。

同　742条　婚姻は、左の場合に限り無効とする。

1. 人違いその他の事由によつて当事者間に婚姻をする意志がないとき。

2. 当事者が婚姻の届出をしないとき

○　戸籍法オ74条　婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載してその旨を届出なければならない。

1. 夫婦が称する氏

2. その他命令で定める事項

ニ　結婚に関する我国の慣習

○　妻の購入の制度は、存在しない。

○　妻の譲渡の制度も存在しない。

○　未亡人の承継

亡夫の相続人が未亡人を承継する制度も存在しない。但し、実際上、亡夫の兄弟が未亡人と結婚することは、農村地方においては稀ではなく、法律上、未亡人自身の自由意志を保障する立前ではあるが、事実上これが認められない場合もある。

ホ　「勧告」は、国連憲章オ13条およびオ62条に基き、総会又は経済社会理事会にその権限があるが、勧告を行つた後の実施を保障する方法としては憲章64条、総会決議119（Ⅱ）経済社会理事会決議210（Ⅷ）等により各国に報告を求めることができる。

○　国連憲章オ13条

1. 総会は、次の目的のために研究を発議し及び勧告する。

a 政治的分野において国際協力を促進すること並びに国際法の漸進的発達及び法典化を奨励すること。

b 経済的、社会的、文化的、教育的及び保健的分野において国際協力を促進すること並びに人権、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を実現するように援助すること。

2. 前記の 1. b に掲げる事項に関する総会の他の責任、任務及び権限は、第9章及び第10章に掲げる。

国連憲章 第62条

1. 経済社会理事会は、経済的、社会的、文化的、教育的及び保健的国際事項並びに関係国際事項に関する研究および報告を行い、又は発議し、並びにこれらの事項に関して総会、国際連合加盟国及び関係専門機関に勧告することができる。

2. 理事会はすべての者のための人権及び基本的自由の尊重及び遵守を助長するために勧告することができる。

3. 理事会はその権限に属する事項について、総会に提出するための条約案を作成することができる。

4. 理事会は、国際連合の定める規則に従つて、その権限に属する項について国際会議を招集することができる。

国連憲章 第64条

1. 経済社会理事会は、専門機関から定期報告を受けるために、適当な措置をとることができる。理事会は理事会の勧告と理事会の権限に属する事項に関する総会の勧告とを実施するためにとられた措置

について報告を受けるため、国際連合加盟国及び専門機関と取極を行うことができる。

2. 理事会は前記の報告に関するその意見を総会に通報することができる。

○ 総会決議１１９（Ⅱ）（英文別添）

## 追加議題2.　後進国における婦人の進歩のための国連援助

A　この議題に関しては次のものが提出され、これを中心に討議が行なわれる予定である。

後進国における婦人の進歩：事務総長覚書（E／CN.6／417）

これは、1962年才17回総会において採択され、才34回経済社会理事会が婦人の地位委員会に伝達した後進国の婦人の進歩のための国連援助に関する総会決議1777（XVII）のテキストを含む総長覚書である。

B　本議題に対する問題点

○　この決議は、後進国の婦人の進歩に対する国連援助を促進するために各国連機関の調整、一本化された長期計画、先進国の援助の必要等に重点をおいたものである。

○　総会才3委員会において日本代表は前文才6項の分割投票に棄権、主文才2項の分割投票に棄権、決議案全体に対しては賛成投票を行つた。

GAa1／1

8－7－64－2

女性と仕事の未来館

館内

0107770 8